

証券コード 3300
平成27年9月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町12番10号
株式会社 A M B I T I O N
代表取締役社長 清 水 剛

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月28日（月曜日）午後7時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区二丁目22番3号

TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第8期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.am-bition.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

① 連結計算書類における連結注記表

② 計算書類における個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知及び提供書面記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記の注記表も含まれております。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.am-bition.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、金融緩和と景気回復を目指した各種政策等により企業業績が底堅く推移し、個人消費や雇用情勢等の改善が見られたことから、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による影響も徐々に緩和され、緩やかな景気回復の動きが続いている一方、海外経済の停滞等による景気減速懸念から国内景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属する不動産管理・仲介業界におきましては地価上昇を背景にした個人投資家等の不動産保有ニーズの高まりを受け、入居管理等の不動産管理需要は高まってきております。また、不動産仲介業界においても、企業の人事異動等による引っ越しニーズの高まりや実需での不動産所有意向も高まってきていることから業界全般としては改善傾向にあります。

このような市場環境の中、当社グループはコア事業であるプロパティマネジメント事業における管理戸数の増加を軸に、自社管理物件の高入居率維持に向けた賃貸仲介事業、当社の管理、賃貸仲介力を軸としたインベスト事業を展開することで収益拡大を図ってまいりました。

なお、当連結会計年度においては、プロパティマネジメント事業において新規獲得した管理物件等の入居が進んだこと、賃貸仲介事業において法人契約等新たな需要を取り込むことができたこと、インベスト事業においては取得した保有不動産の売却が順調に進みました。その一方で、集客のための広告宣伝費や人件費等の増加により、経費は増加しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は6,953,562千円（前期比31.5%増）、営業利益は185,069千円（前期比1.2%増）、経常利益は175,627千円（前期比4.9%減）、当期純利益は110,546千円（前期比0.1%減）となりました。

セグメント別の事業状況につきましては、以下のとおりです。

(プロパティマネジメント事業)

プロパティマネジメント事業は、主に住居用不動産の転貸借（サブリース）を行っております。当該事業については、管理物件数の増大及び高入居率の維持を基本方針として事業展開いたしました。

当連結会計年度におきましては、管理戸数については5,005戸（前期末3,878戸）となり、入居率は93.0％（前期比2.2ポイント減）となりました。

その結果、売上高は5,335,591千円（前期比24.6％増）、セグメント利益（営業利益）は338,231千円（前期比17.5％増）となりました。

（賃貸仲介事業）

賃貸仲介事業は、都内13拠点及び神奈川県1拠点の計14拠点を運営し、賃貸物件の仲介事業を行っております。

当連結会計年度におきましては、企業の人事異動等による一般消費者の賃貸住居の仲介ニーズを捉えた営業活動を行いましたが、東京圏内における競争環境は激化しております。そのため、接客数を増加させる為、広告宣伝活動を積極的に行いました。

その結果、売上高は564,784千円（前期比1.4％増）、セグメント利益（営業利益）は29,033千円（前期比66.5％減）となりました。

（インベスト事業）

インベスト事業は、住居用不動産物件の売買及び一般顧客の不動産物件の売買仲介を行っております。

当連結会計年度におきましては、47物件の売却及び62件（うち固定資産として保有9件）の購入をいたしました。

その結果、売上高は1,053,186千円（前期比134.5％増）、セグメント利益（営業利益）は84,306千円（前期比153.8％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 7 期 (平成26年6月期) (前連結会計年度)		第 8 期 (平成27年6月期) (当連結会計年度)		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プロパティマネジメント事業	4,281,915千円	81.0％	5,335,591千円	76.7％	1,053,676千円	24.6％
賃貸仲介事業	557,065	10.5	564,784	8.1	7,718	1.4
インベスト事業	449,052	8.5	1,053,186	15.2	604,133	134.5
合 計	5,288,033	100.0	6,953,562	100.0	1,665,528	31.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は188,558千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

インベスト事業 株式会社AMBITION 賃貸用不動産取得

賃貸仲介事業 株式会社アンビション・ルームピア 銀座店 出店

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

賃貸仲介事業 株式会社アンビション・ルームピア 六本木通り店 閉店

③ 資金調達の状況

イ. 当社グループは、当連結会計年度中に公募増資、第三者割当増資及びストック・オプション行使による払込を受けたことから、発行済株式総数は332,500株増加し、資本金及び資本剰余金はそれぞれ139,820千円増加いたしました。

ロ. 当社グループは、平成27年2月20日に第1回無担保社債を発行し、90,000千円の資金調達を行いました。

ハ. 当社グループは、当連結会計年度中に不動産投資に係る資金として金融機関より短期借入金として440,540千円、長期借入金として168,000千円調達いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年6月30日を効力発生日として、株式会社VALORの全株式を取得し、子会社化いたしました。なお、取得日が平成27年6月30日のため、貸借対照表のみを連結していることから、当連結会計年度の経営成績には含まれていません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 5 期 (平成24年 6 月期)	第 6 期 (平成25年 6 月期)	第 7 期 (平成26年 6 月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (平成27年 6 月期)
売 上 高(千円)	3, 223, 697	3, 932, 015	5, 288, 033	6, 953, 562
経 常 利 益(千円)	4, 889	50, 887	184, 651	175, 627
当期純利益又は当期純 損失 (△)	△3, 220	56, 595	110, 693	110, 546
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△2. 72	48. 06	94. 01	77. 11
総 資 産(千円)	719, 671	892, 679	1, 322, 209	2, 351, 973
純 資 産(千円)	141, 675	198, 324	302, 006	674, 201
1株当たり純資産額 (円)	120. 31	168. 42	256. 48	446. 49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成24年12月1日付で株式1株につき15株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年5月16日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アンビション・ ル ー ム ビ ョ ア	35, 000千円	100. 0%	賃貸仲介業
株 式 会 社 V A L O R	20, 000	100. 0	賃貸管理及び賃貸仲介業

(注) 平成27年6月30日に株式会社VALORの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、東京圏を中心に、顧客が保有する不動産の賃貸管理（主に転貸借（サブリース）物件）5,005戸（平成27年6月30日現在）の管理等を行うと同時に、直営店舗を19店舗（平成27年6月30日現在）展開し、不動産賃貸仲介等を行っております。また、当社のノウハウを活用した不動産のバリューアップを図り新たな価値を創造する不動産投資も行っております。今後、業界での競争力を強化し、お客様満足度を向上させるとともに、株主をはじめとする全ての利害関係者に対する企業価値を高めるために取り組まなければならない項目は次のとおりであります。

①コンプライアンスの徹底

当社グループは、宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣免許（免許証番号：国土交通大臣（2）第8023号）を取得しており、当社グループが属する不動産賃貸仲介業界は、当該法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、宅地建物取引業法のみならず、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動しております。これは将来においても変わることのない方針であるため、全社的に更なる徹底が必要であると考えており、定期的に全社員を対象にした研修を行うなど、コンプライアンス意識の更なる徹底を図っております。

②お客様満足度の向上

当社グループでは、物件所有者・入居者の多様化するニーズに応えるため、サービスの内容を常に見直し、より質の高いサービスを提供できるようサービスの向上に努めます。そのベースとなるものは、当社が管理する転貸借（サブリース）物件を多数確保することであると認識しております。転貸借物件を確保するために、現在の不動産開発業者だけでなく、個人所有不動産の賃貸管理を受託するべく、インターネット等を通じて積極的に広告活動を行ってまいります。

また、賃貸仲介事業においては、物件自体の魅力に加え、質の高い接客、提案を行っていくことが他社との差別化に繋がると考えており、全社員研修を数多く行うことでその向上に努めております。

③人材教育の強化

当社グループの成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成することは重要な課題であると認識しております。そのために事業活動の要となる人材の確保・育成強化に努めます。具体的には、採用活動を積極的に行い、人員確保を行うとともに、店舗展開の際に核となる店長候補の人材を養成する観点からの社員教育をはじめとして、部門間の垣根を超えた各研修プログラムに基づき、計画的に研修を実施することで人材教育を強化しております。

④店舗展開

主に集客力が見込める東京圏、特にターミナル駅中心の消費者の目に留まりやすい路面店（1階店舗）を中心に出店を検討してまいります。

⑤集客力の強化とブランディングの徹底

良質な物件をより多くの一般消費者へ露出し、集客を図ってまいります。具体的には、各種インターネット媒体に対し、物件情報を積極的に公開することと、自社ホームページの内容を充実させることで、インターネット媒体からの自社ホームページへの誘導を強化し、効率的な集客を図ってまいります。

⑥顧客のニーズに合わせた商品企画

自社管理物件であることの強みを生かして、多様化する入居者のニーズに合わせた家賃プランの開発などを行うことで、より多くの顧客を取り込んでまいります。また、当社管理物件の商品企画力を更に強化していきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（平成27年 6 月30日現在）

事業区分	事業内容
プロパティマネジメント事業	住居用賃貸不動産の管理及び斡旋を行っております。
賃貸仲介事業	不動産賃貸仲介店舗の運営を行っております。
インベスト事業	不動産投資物件の売買及び仲介を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年6月30日現在）

① 当社

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

株式会社アンビション・ルームピア	東京都渋谷区
株 式 会 社 V A L O R	神奈川県横浜市
株 式 会 社 ルームギャランティ	東京都八王子市
AMBITION VIETNAM CO., LTD	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
プロパティマネジメント事業	20(5)名	5名増（3名増）
賃 貸 仲 介 事 業	95(12)	28名増（5名増）
イ ン ベ ス ト 事 業	11(-)	5名増（-名増）
全社	8(-)	2名増（-名増）
合 計	134(17)	40名増（8名増）

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は、平成27年6月30日を効力発生日として株式会社VALORの全株式を取得し、子会社化いたしました。使用人数におきましては、プロパティマネジメント事業3名、賃貸仲介事業23名の就業人員及びパート2名（賃貸仲介事業）の計28名が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
36 (5) 名	9名増（2名増）	28.3歳	2.2年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	137,304千円
株式会社りそな銀行	99,200
株式会社オリックス銀行	98,333

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成26年9月19日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

また、当社は平成27年6月30日付で株式会社VALORの全株式を取得いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,800,000株
- ② 発行済株式の総数 1,532,500株
- ③ 株主数 1,041名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
清水剛	672千株	44.5%
株式会社TSコーポレーション	180	11.9
株式会社SBI証券	59	3.9
竹尾昌大	22	1.4
日本証券金融株式会社	16	1.0
曾谷大	16	1.0
磯部繁光	13	0.8
濱畑智子	12	0.8
UBS AG SINGAPORE	12	0.7
楽天証券株式会社	11	0.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を22,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	清 水 剛	株式会社アンビション・ルームピア代表取締役 株式会社ルームギャランティ代表取締役
取 締 役	鈴 木 匠	プロパティマネジメント部長 株式会社アンビション・ルームピア取締役
取 締 役	鶴 英 将	管理部長 株式会社アンビション・ルームピア監査役
取 締 役	武 永 修 一	株式会社オークファン代表取締役
常 勤 監 査 役	長 瀬 文 雄	
監 査 役	佐 藤 美 樹	H2O合同司法書士事務所代表
監 査 役	河 野 浩 人	河野公認会計士事務所代表 株式会社ケーマックスアンドカンパニー代表取締役 株式会社J-Payment（現株式会社Cloud Payment）社外取締役 フォースバレー・コンシェルジュ株式会社社外監査役 株式会社アイ・パッション社外監査役 株式会社スピードリンクジャパン社外監査役

（注）1. 取締役武永 修一氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役長瀬 文雄氏、監査役佐藤 美樹氏及び監査役河野 浩人氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役長瀬 文雄氏、監査役佐藤 美樹氏及び監査役河野 浩人氏は、以下のとおり、労務、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役長瀬 文雄氏は、社会保険労務士の資格を有し、長年にわたり事業会社において管理部に在籍し、人事・労務業務に携わってきた経験があります。
- ・監査役佐藤 美樹氏は、司法書士の資格を有しております。
- ・監査役河野 浩人氏は、公認会計士の資格を有しております。

4. 当社は、取締役武永 修一氏、常勤監査役長瀬 文雄氏、監査役佐藤 美樹氏及び河野 浩人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	62,910千円 (450)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,600 (6,600)
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	69,510 (7,050)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年9月29日開催の第4期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年9月29日開催の第4期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	武 永 修 一	株式会社オークファン代表取締役	特別の関係はありません。
監査役	佐 藤 美 樹	H2O合同司法書士事務所代表	特別の関係はありません。
監査役	河 野 浩 人	河野公認会計士事務所代表	特別の関係はありません。
		株式会社ケーマックスアンドカンパニー代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社J-Payment（現株式会社Cloud Payment）社外取締役	当社と同社は同社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
		フォースバレー・コンシェルジュ株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社アイ・パッション社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社スピードリンクジャパン社外監査役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	武 永 修 一	平成26年9月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	長 瀬 文 雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に労務等に関し、事業会社での豊富な経験と幅広い見識に加え、社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐 藤 美 樹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務等に関し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	河 野 浩 人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役武永 修一氏、監査役長瀬 文雄氏、監査役佐藤 美樹氏及び監査役河野 浩人氏につきましては同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 太陽有限責任監査法人は平成26年10月1日付けで、太陽A S G有限責任監査法人から名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、コンフォートレターに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」の作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、14百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- イ．取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンスに関する規程および当社グループ全体に適用する企業行動原則、ビジネス行動基準を定める。
- ロ．法令および定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、取締役会に直属のコンプライアンスに関する会議体および担当役員を置く。担当役員は、取締役および使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- ハ．部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備および推進に努める。
- ニ．反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ホ．当社およびグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な措置をとる。
- ヘ．内部監査室は、法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ．取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間および管理方法を規程に定める。
- ロ．取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ハ．主管部署および文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、継続的な改善活動を行う。
- ニ．内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理および危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ．リスク管理の全体最適化を図るため、取締役会の決議により内部統制の担当役員および内部監査室を置く。内部監査室は、リスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ロ．事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署およびリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性をもった会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ハ．事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を基本的指針に定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- ニ．本項のロ．、ハ．のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- ホ．内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ロ．事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- ハ．事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ニ．経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- ホ．内部監査室は、事業活動の効率性および有効性について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ⑥ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ全体を対象にした法令遵守体制の構築およびグループ会社への適切な経営管理のため、以下の事項を定める。
- イ. 法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定支援、研修およびコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し、管理する。
 - ロ. 内部監査室は、グループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行う。
 - ハ. グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理に関する規程を定める。グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部署が適切な指導を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当該内部監査担当者の任命・異動、人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役または使用人並びに当社子会社の取締役、使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。また、取締役および使用人は、監査役から情報の提供を求められた際に、遅滞なく業務執行等の情報を報告する。
 - ロ. 監査役会へ報告した取締役又は使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社および当社子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ロ．当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
- ハ．監査役は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりでございます。

AMBI TIONグループ企業倫理憲章のもと、全社員が参加する会議や各部門の朝礼などを利用して、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査役および内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持向上させるよう努めております。

リスク管理といたしましては、モニタリングを持つ各部署にて収集されたリスク情報が、すみやかに内部統制の担当役員に集約されることとなっており、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるように努めております。

子会社を含めた企業集団における業務の適正性確保するために、子会社の取締役を含めた会議を毎月開催し、タイムリーな情報収集を行いながら適切な業務執行やリスク管理の状況について、情報の共有に努めております。

監査役の監査が、実効的に行われることを確保するために、定例の監査役会を開催している他、内部監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との定期会合を行っております。

なお、上記以外の内容につきましても、不断の見直しにより継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制となるよう努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,619,677	流動負債	1,180,589
現金及び預金	1,031,952	営業未払金	54,812
営業未収入金	99,129	短期借入金	245,300
販売用不動産	439,460	1年内返済予定の長期借入金	149,488
貯蔵品	821	未払金	209,611
繰延税金資産	8,657	未払費用	74,428
その他	45,924	未払法人税等	43,038
貸倒引当金	△6,266	前受金	251,965
固定資産	732,295	営業預り金	115,573
有形固定資産	277,371	賞与引当金	3,689
建物及び構築物	165,725	その他の他	32,681
減価償却累計額	△31,390	固定負債	497,182
建物及び構築物(純額)	134,334	社債	90,000
その他	31,689	長期借入金	211,181
減価償却累計額	△26,277	長期預り保証金	189,100
その他(純額)	5,412	その他の他	6,899
土地	137,623	負債合計	1,677,771
無形固定資産	198,254	(純資産の部)	
のれん	171,225	株主資本	666,766
その他	27,028	資本金	179,820
投資その他の資産	256,669	資本剰余金	139,820
投資有価証券	93,108	利益剰余金	348,280
差入保証金	123,669	自己株式	△1,155
その他	53,901	その他の包括利益累計額	7,435
貸倒引当金	△14,009	その他有価証券評価差額金	7,435
資産合計	2,351,973	純資産合計	674,201
		負債純資産合計	2,351,973

連結損益計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,953,562
売上原価	5,593,109
売上総利益	1,360,453
販売費及び一般管理費	1,175,383
営業利益	185,069
営業外収益	
受取利息	1,902
受取配当金	692
受取保険料	1,547
受取手数料	7,461
雑収入	3,631
15,236	
営業外費用	
支払利息	7,631
株式交付費	12,352
雑損失	4,695
24,679	
経常利益	175,627
特別利益	
受取補償金	5,262
5,262	
税金等調整前当期純利益	180,889
法人税、住民税及び事業税	70,726
法人税等調整額	△382
70,343	
少数株主損益調整前当期純利益	110,546
当期純利益	110,546

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 7 月 1 日から)
(平成27年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 式 株	株 主 資 本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計	
当連結会計年度期首残高	40,000	—	260,106	△1,155	298,951	3,055	3,055	302,006
当連結会計年度中の変 動								
新 株 の 発 行	139,820	139,820			279,641			279,641
剰 余 金 の 配 当			△22,372		△22,372			△22,372
当 期 純 利 益			110,546		110,546			110,546
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						4,379	4,379	4,379
当連結会計年度中の変動額 合 計	139,820	139,820	88,173	—	367,814	4,379	4,379	372,194
当連結会計年度末残高	179,820	139,820	348,280	△1,155	666,766	7,435	7,435	674,201

貸 借 対 照 表

(平成27年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,402,817	流 動 負 債	935,530
現 金 及 び 預 金	831,700	営 業 未 払 金	48,786
営 業 未 収 入 金	75,576	短 期 借 入 金	245,300
販 売 用 不 動 産	439,460	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	32,046
貯 蔵 品	157	未 払 金	204,306
未 収 入 金	26,613	未 払 費 用	66,574
繰 延 税 金 資 産	6,561	未 払 法 人 税 等	39,807
そ の 他	29,015	前 受 金	251,511
貸 倒 引 当 金	△6,266	営 業 預 り 金	39,945
固 定 資 産	629,522	預 り 金	4,581
有 形 固 定 資 産	183,868	そ の 他	2,670
建 物	86,606	固 定 負 債	479,482
車 両 運 搬 具	0	社 債	90,000
工 具、器 具 及 び 備 品	1,943	長 期 借 入 金	193,481
土 地	95,318	長 期 預 り 保 証 金	189,100
無 形 固 定 資 産	10,832	そ の 他	6,899
ソ フ ト ウ ェ ア	10,769	負 債 合 計	1,415,012
そ の 他	62	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	434,821	株 主 資 本	609,892
投 資 有 価 証 券	93,108	資 本 金	179,820
関 係 会 社 株 式	266,384	資 本 剰 余 金	139,820
出 資 金	160	資 本 準 備 金	139,820
破 産 更 生 債 権 等	14,009	利 益 剰 余 金	291,406
差 入 保 証 金	50,706	利 益 準 備 金	3,239
保 険 積 立 金	14,005	そ の 他 利 益 剰 余 金	288,167
長 期 前 払 費 用	6,024	繰 越 利 益 剰 余 金	288,167
繰 延 税 金 資 産	879	自 己 株 式	△1,155
そ の 他	3,553	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,435
貸 倒 引 当 金	△14,009	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,435
資 産 合 計	2,032,340	純 資 産 合 計	617,327
		負 債 純 資 産 合 計	2,032,340

損 益 計 算 書

(平成26年 7 月 1 日から)
(平成27年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,418,777
売上原価	5,708,387
売上総利益	710,390
販売費及び一般管理費	524,353
営業利益	186,036
営業外収益	
受取利息	1,876
受取配当金	692
受取手数料	3,858
雑収入	2,307
8,734	
営業外費用	
支払利息	7,113
株式交付費	12,352
雑損失	3,096
22,563	
経常利益	172,208
税引前当期純利益	172,208
法人税、住民税及び事業税	65,008
法人税等調整額	△564
64,444	
当期純利益	107,764

株主資本等変動計算書

(平成26年 7 月 1 日から)
(平成27年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	40,000	-	-	1,001	205,013	206,014	△1,155	244,859
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	139,820	139,820	139,820					279,641
剰 余 金 の 配 当				2,238	△24,610	△22,372		△22,372
当 期 純 利 益					107,764	107,764		107,764
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	139,820	139,820	139,820	2,238	83,153	85,391	—	365,032
当 期 末 残 高	179,820	139,820	139,820	3,239	288,167	291,406	△1,155	609,892

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,055	3,055	247,915
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			279,641
剰 余 金 の 配 当			△22,372
当 期 純 利 益			107,764
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,379	4,379	4,379
当 期 変 動 額 合 計	4,379	4,379	369,412
当 期 末 残 高	7,435	7,435	617,327

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月27日

株式会社AMB I T I O N

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AMB I T I O Nの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AMB I T I O N及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月27日

株式会社AMB I T I O N

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AMB I T I O Nの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月28日

株式会社AMBITION 監査役会

常勤社外監査役 長 瀬 文 雄 ⑩

社 外 監 査 役 佐 藤 美 樹 ⑩

社 外 監 査 役 河 野 浩 人 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第8期の期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は30,200,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。）が施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役と監査役に分かれていた希少な社外役員を、取締役として監査等委員会に集約することにより、その機能がより効率化・強化されるとともに、取締役会における社外取締役の比率が高まり、一般株主の視点を踏まえた議論の活発化を通じて、コーポレートガバナンスの更なる向上が図られるものと判断いたしました。
- つきましては、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等定款の一部を変更するものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についてその期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第31条のとおり変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更及び表現の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時に、その効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 <条文省略>	第1章 総則 (商号) 第1条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ＜新設＞ ＜新設＞ (株主名簿管理人) 第10条 ＜条文省略＞ 2株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 3当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては<u>これを取扱</u>わない。 (株式取扱規程) 第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い<u>および手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> (株主名簿管理人) 第11条 ＜現行どおり＞ 2株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する</u>。 3当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱</u>わない。 (株式取扱規程) 第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (株主総会の招集) 第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に</u>招集する。 第 1 3 条～第 1 5 条 <条文省略> (議決権の代理行使) 第 1 6 条 <条文省略> 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (株主総会議事録) 第 1 7 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 1 8 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第 3 章 株主総会 (招集) 第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時これを招集する。</u> 第 1 4 条～第 1 6 条 <現行どおり> (議決権の代理行使) 第 1 7 条 <現行どおり> 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 <削除> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 1 8 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社は、取締役<u>3名以上10名以内</u>とする。 <新設> (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。 2 <条文省略> 3 <条文省略> (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> <新設> <新設>	第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u> (員数) 第19条 当社の<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。</u> 2 当社の監査等委員である取締役は、<u>7名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (任期) 第21条 取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削除> 2 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役) 第 2 2 条 <条文省略> (取締役会の招集権者および議長) 第 2 3 条 <条文省略> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会にて定めた順序により</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <新設> <新設> (取締役会の決議方法) 第 2 5 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第 2 2 条 <現行どおり> (取締役会の招集権者および議長) 第 2 3 条 <現行どおり> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第 2 5 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第 2 6 条 <削除>

現 行 定 款	変 更 案
2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u> ＜新設＞ （取締役会議事録） 第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> （取締役会規程） 第27条 ＜条文省略＞ ＜新設＞ （取締役の報酬等） 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	当社は、会社法第370条の要件を<u>充たしたとき</u>は、取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役への委任） 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> ＜削除＞ （取締役会規程） 第28条 ＜現行どおり＞ （監査等委員会規程） 第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> （報酬等） 第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 2 9 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第423 条第1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423 条第1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> <u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第 3 0 条 当社の監査役は、4 名以内とする。 (監査役の選任方法) 第 3 1 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第 3 2 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	(取締役の責任免除) 第 3 1 条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

現 行 定 款	変 更 案
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	<削除>
(常勤の監査役)	
第 3 3 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<削除>
(監査役会の招集通知)	
第 3 4 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。	<削除>
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<削除>
(監査役会の決議方法)	
第 3 5 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	<削除>
(監査役会の議事録)	
第 3 6 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	<削除>
(監査役会規程)	
第 3 7 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
(監査役の責任免除) 第39条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>	<削除>
2 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	<削除>
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第40条～第41条 <条文省略>	第32条～第33条 <現行どおり>
(会計監査人の報酬等) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役の同意を得てこれを定める。</u>	(会計監査人の報酬等) 第34条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u>
(会計監査人の責任免除) 第43条 <条文省略>	(会計監査人の責任免除) 第35条 <現行どおり>
第7章 計算	第6章 計算
第44条～第46条 <条文省略>	第36条～第38条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) 第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<u>また、未払配当金には利息をつけない。</u> ＜新設＞	(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が<u>金銭である場合は、その</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 附則 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 1 当会社は、<u>第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、<u>第8回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりまので、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	清水 剛 (昭和46年 5 月 14 日)	平成10年 8 月 ㈱コスモエーディーエス（現㈱ジョイント・プロパティ） 入社 平成19年 4 月 ㈱ルームピア（現㈱アンビション・ルームピア）入社 平成19年 9 月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成22年 1 月 ㈱アンビション・ルームピア代表取締役就任（現任） 平成23年12月 ㈱ルームギャランティ代表取締役就任（現任） 平成27年 7 月 ㈱VALOR代表取締役就任（現任）	672,000株
2	鈴木 匠 (昭和54年 8 月 28 日)	平成13年 5 月 ㈱日商ベックス入社 平成16年 1 月 ㈱スウィートハウス入社 平成17年12月 ㈱ジョイント・レント入社 平成19年 4 月 ㈱ルームピア（現㈱アンビション・ルームピア）入社 平成19年11月 当社入社 平成22年 8 月 当社執行役員兼プロパティマネジメント部長 平成23年 8 月 当社取締役就任 プロパティマネジメント部長（現任） 平成23年 9 月 ㈱アンビション・ルームピア取締役就任（現任） 平成27年 7 月 ㈱VALOR監査役就任（現任）	9,000株
3	※ 山口 政明 (昭和47年 8 月 14 日)	平成 7 年 6 月 ㈱マイルドシティ入社 平成18年 8 月 三井リハウス東京㈱入社 平成24年 5 月 当社入社 平成26年 1 月 当社インベスト部長（現任）	3,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 清水剛氏は、当社の親会社等に該当します。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ 長 瀬 文 雄 (昭和24年1月6日)	昭和48年4月 (株)辰村組（現南海辰村建設(株)）入社 平成14年2月 (株)ジョイント・コーポレーション入社 平成19年2月 ネットエージェント(株)入社 平成22年9月 当社監査役就任（現任）	—
2	※ 佐 藤 美 樹 (昭和54年11月7日)	平成14年8月 日本アジア航空(株)入社 平成18年7月 (株)ワイズプラス入社 平成19年7月 司法書士法人星野合同事務所入所 平成21年12月 司法書士法人JL0入所 平成22年4月 林美樹司法書士事務所開設 平成23年2月 司法書士法人H2O（現H2O合同司法書士事務所）設立 代表就任（現任） 平成25年9月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） H2O合同司法書士事務所所長	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	※ かわ の ひろ と 河 野 浩 人 (昭和46年 7 月 4 日)	平成 9 年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成13年10月 日興コーディアル証券㈱入社 平成15年 1 月 河野公認会計士事務所開設 所長就任（現任） 平成15年 1 月 (有)ケーマックスアンドカンパニー（現㈱ケーマックスアンドカンパニー）設立 代表取締役就任（現任） 平成23年 3 月 ㈱J-Payment（現㈱Cloud Payment）取締役就任（現任） 平成24年 2 月 フォースバレー・コンシエルジュ㈱監査役就任（現任） 平成25年 2 月 ㈱アイ・パッション監査役就任（現任） 平成25年 6 月 ㈱スピードリンクジャパン監査役就任（現任） 平成25年 9 月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 河野公認会計士事務所所長 ㈱ケーマックスアンドカンパニー代表取締役 ㈱Cloud Payment社外監査役 フォースバレー・コンシエルジュ㈱社外監査役 ㈱アイ・パッション社外監査役 ㈱スピードリンクジャパン㈱社外監査役	—
4	※ たけ な が しゅう いち 武 永 修 一 (昭和53年 5 月14 日)	平成16年 4 月 ㈱デファクトスタンダード設立 代表取締役就任 平成19年 6 月 ㈱オークファン設立 代表取締役就任（現任） 平成26年 9 月 当社社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オークファン 代表取締役	—

- （注） 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長瀬文雄氏、佐藤美樹氏、河野浩人氏及び武永修一氏は、社外取締役候補者であります。長瀬文雄氏、佐藤美樹氏、河野浩人氏及び武永修一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合、改めて東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

4. (1) 長瀬文雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、社会保険労務士の資格を有し、事業会社における人事・労務部門での豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 佐藤美樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、司法書士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 河野浩人氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (4) 武永修一氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)オークファンの代表取締役として、創業からマザーズ上場企業へ発展に導いた経営者としての豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 武永修一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 長瀬文雄氏、佐藤美樹氏及び河野浩人氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、長瀬文雄氏については、本総会終結の時をもって5年、佐藤美樹氏及び河野浩人氏の各氏は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社と長瀬文雄氏、佐藤美樹氏、河野浩人氏及び武永修一氏の各氏は、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を負担の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の選任をご承認いただいた場合、各氏との間で同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へと移行いたします。当社の取締役の報酬額は第4期定時株主総会（平成23年9月29日開催）決議に基づいて、「年額300,000千円以内」を限度額としておりますが、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額300,000千円以内」を限度額と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名となる予定であります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へと移行することから、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額50,000千円以内」を限度額と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、第2号議案及び第4号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

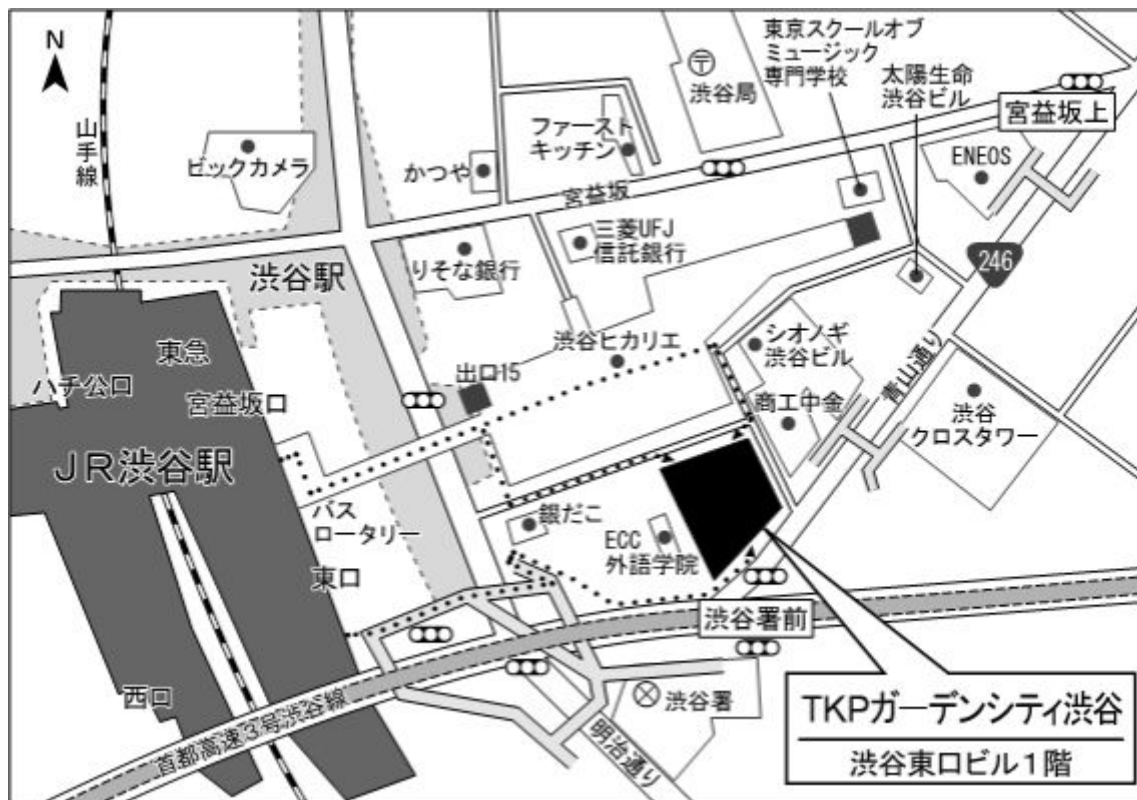
以 上

メモ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷2-22-3
 TKPガーデンシティ渋谷
 ホールA（渋谷東口ビル1階）
 TEL 03-4577-9253



- 交通
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
渋谷ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分